



型枠合板に関するモニタリング調査について

総務局 持続可能性部

2019年7月29日

型枠合板に関するモニタリング調査について

- 組織委員会では、東京都と共同し、コンクリート型枠合板に関するモニタリング調査を実施。
- 組織委員会及び東京都所管の建設案件において調達された型枠合板について、伐採段階まで遡った上で、調達基準の内容に照らしてどのように伐採等が行われているか現地の状況を調査。
- 2018年10月にマレーシア、同11月にインドネシアにおいて実施。

型枠合板に関するモニタリング調査について

〈モニタリング調査の位置づけと実施経緯〉

- 組織委員会では、「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守状況について、監査（現地調査）の実施を含め、リスクの高さに応じたモニタリングに取り組むこととしている。（調達コード 5 (8)）
- モニタリングの取組は、調達コードの運用業務の一環であり、対象案件の選定や必要な予算の確保を含め、組織委員会が主体的に企画・実施するもの。
- 今回の調査については、調達コードのモニタリング実施を検討する中で、調達が一定程度進んでおり、かつ、社会的関心も高いということで、コンクリート型枠合板を対象に選定したもの。
- 組織委員会及び東京都の発注案件においては、マレーシア、インドネシアまたは日本において製造されている型枠合板を使用。熱帯産の木材への関心が高いことも踏まえ、マレーシア、インドネシア製の型枠合板を優先して調査。

型枠合板に関するモニタリング調査について

（参考）調達コードの該当箇所

5. 担保方法

(8) 遵守状況の確認・モニタリング

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーとの間の契約締結の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サプライヤー等の調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。

サプライヤー及びライセンシーは、当該確認・モニタリングに協力しなければならない。上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、組織委員会が指定する第三者による監査の受け入れを求めることがある。サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、または監査の受け入れを求める場合についても、これに可能な限り協力しなければならない。

マレーシア製の型枠合板に関する調査結果

<調査対象>

- 有明体操競技場、東京アクアティクスセンター、海の森水上競技場、力ヌー・スラローム会場で使用されているマレーシア製の型枠合板（同一メーカーの製品）を対象とした。
- 同メーカーの原木の供給源は国内外にあり、また、天然林材及び植林木とともに使用しているが、そのうちサラワク州内の天然林伐採地1ヶ所（先住民族の生活圏やハート・オブ・ボルネオと重なり、リスクが高いと考えられる箇所）を選定し、現地調査を実施。
- 同メーカーのサラワク州にある合板工場についても調査。



<調査内容及び調査方法>

- 伐採地については、木材の調達基準の各項目（①合法性、②計画性、③生態系保全、④住民の権利配慮、⑤労働安全）について、関連文書の確認、伐採現地の管理状況の視察、関係者への聞き取り等により調査を実施。
- 合板工場については、原木のCoC管理の状況のほか、調達コードの環境及び労働分野の基準を踏まえて、汚染防止・廃棄物処理や労働管理・安全衛生対策を中心に、関連文書の確認、工場内の管理状況の視察、関係者への聞き取り等により調査を実施。
- 関係者へのヒアリングのため、対象企業、行政機関、地域コミュニティ、研究機関、現地NGO、認証関係機関、現地労働者など、できるだけ多様なステークホルダーへコンタクトした。

<調査結果（伐採地）>

【①合法性の確保】

- サラワク州における森林経営においては、環境影響評価（EIA）報告書の承認、コンセッション付与、Coupe（コンセッションエリアを25に分割した1年分の運営単位）毎の伐採計画の承認、さらに細分化したブロック毎の伐採計画の承認を経る必要がある。また、伐採地から利用地までの間に州政府機関による複数の合法性確認が要求されている。
- 本調査では、資料により、上記の全項目の承認及び合法性確認が実施されていることを確認した。
- また、流通フローにおける合法性確認状況については、各管理地における手続きの実施状況を実地で確認した。
- なお、本調査対象森林はMTCS（PEFC）認証を取得しており、同認証の外部監査においても合法性の確認が行われている。

<調査結果（伐採地）> 【①合法性の確保】



ロイヤリティマーキング完了木材



ロイヤリティマーキング付与地での検査書類

<調査結果（伐採地）>

【②計画性】

- 本調査では、森林マネジメント計画、総合伐採計画、詳細伐採計画等の文書および伐採箇所における計画との整合性について確認した。
- 当該森林は、25年の伐採サイクル、径45-50cm以上で商品価値のある木材を択伐する計画に基づき運営されている。
- 現場では、上記計画に基づき、専門の調査員が伐採対象ブロックの伐採前インベントリ調査を実施し、伐採対象木、将来伐採対象木、保護すべき樹木（保護種の樹木、マザーツリー、果樹木、巣巣木等）、河川、作業路等の情報をデータベースに登録している。
- また、定点観測地点における資源量調査とそのモニタリング結果を利用して、持続可能な年間伐採可能資源量を算出し、この範囲内で伐採している。
- このほか、仮設作業路延長の抑制やワインチを使った集材方法の採用による土壌流出や斜面崩壊防止等、低インパクト伐採に取り組んでいることが確認された。

<調査結果（伐採地）> 【②計画性】



伐採計画図



伐採予定樹木



伐採樹木の記録



定点観測対象樹木



重機ワインチによる集材

<調査結果（伐採地）>

【③生態系保全への配慮】

- サラワク州政府により承認された環境影響評価（EIA）では、環境負荷低減措置を行うことで当該森林事業は環境影響がない、もしくは重大な悪影響は少ないと判定されている。
- 一方、現地の大学等と協力し、以下の調査を継続的に実施している。
 - (1) 絶滅危惧種の観察及び持続可能な森林経営における生態
 - (2) 定点観測地点の確立及び評価
- 本調査では上記(1)の研究箇所である塩場（塩分を補給するために野生生物が定期的に立ち寄る地点）を視察した。現地では、定点カメラを設置し、そのデータを活用して、野生生物の種類、数量等を計測し、森林伐採事業による影響、高保護価値地域に対する適切なバッファーゾーンに関する基準策定等に関する研究を実施している。

<調査結果（伐採地）> 【③生態系保全への配慮】



塩場



塩場



野生生物モニタリング用の
定点観測カメラ

<調査結果（伐採地）>

【④先住民族・地域住民の権利への配慮】

- 運営企業は、当該森林で新たなCoupe開発を行う場合には、影響範囲に位置する集落と交渉を行い、必要な補償を実施している。
- 当該森林内およびその周辺には55の集落（Longhouse）があるが、コミュニティ代表者委員会（CRC）が設立されており、各集落の意見・要望はここで集約・管理されている。
- また、関連するステークホルダーが当該森林の運営について協議する場として、持続可能な森林管理連絡委員会（SFMLC）が設立されており、運営企業、住民（CRC）、行政組織が参加している。CRCを通じてこれまでに提起された協議事項は農業利用に関する事項が主である。
- CRCの議長にヒアリングしたが、CRCは運営企業の対応に非常に満足している。訪問した集落においても、行政や運営企業と良好な関係を構築できているとのことであった。本調査においては当該森林内の土地利用に関する係争事例は確認されなかった。

<調査結果（伐採地）> 【④先住民族・地域住民の権利への配慮】



コミュニティ（ロングハウス）



地域住民による開発箇所

<調査結果（伐採地）>

【⑤労働者の安全対策】

- 当該森林では、安全衛生方針や安全管理計画の策定、手順書の整備、災害記録の保管、教育の実施など管理状況は良好であった。また、伐採箇所および隣接する整備工場における保護具の着用も良好であった。
- 過去に作業路の整備中に重機の転落による死亡事故が発生（重機足元の軟弱地盤を除去せずに作業したため、重機が転落）した際には、作業を中断した上で事故調査報告書を作成し、所管行政の承認を得た後に作業を再開している。また、従事する全作業員に対する周知、再教育、手順の改定を行っている。
- ベースキャンプでは電気、水道、水洗トイレ、シャワー設備、冷房設備が完備されており、衛生面に配慮されている。
- 労働者の年齢18才～40代。勤務時間は7時～17時（3時間の休憩を含む）が基本であり、降雨時には整備工場以外の作業はすべて休止される。

<調査結果（伐採地）> 【⑤労働者の安全対策】



伐採時の保護具着用



整備工場



労働者居住区域



安全ポスター



燃料保管倉庫

<調査結果（合板工場）>

【CoC管理】

- 当該工場においては、サラワク州木材登録システムにおける管理状況、CoC文書の管理状況、PEFC認証製品のサンプリング調査、トレーニング実施記録等を確認し、適切にCoC管理が実施されていることを確認した。



CoC文書



原木受け入れ施設

<調査結果（合板工場）>

【環境】

- 当該工場の環境管理は環境管理計画に基づいて実施されており、排水、ボイラー排気、浄化槽排出水、ホルムアルデヒド等の化学物質、燃料、産業廃棄物等が測定・モニタリング対象となっている。また、バイオマスプラントを設置し、廃棄物量削減および電気購入量削減を図っている。
- 本調査では、関係文書を確認し環境管理状況に異常がないこと、管轄行政からの指導がないこと、外部からの苦情がないことが確認された。
- また、バイオマスプラントおよびボイラー施設を訪問し、これらの管理が適切に行われていることを確認した。
- なお、当該工場ではISO14001認証を取得しており、同認証に基づく定期的な外部監査を受審している。

<調査結果（合板工場）> 【環境】



バイオマス発電施設



塗装ライン上のフード

<調査結果（合板工場）>

【労働】（労働管理）

- 当該工場では、ILOの中核的労働基準を反映した運営方針を策定している。
- 工場労働者の大多数がインドネシア人労働者である（年齢は18歳～40代）。労働者には無償で住居が提供されているほか、雇用時の手続き費用や労働保険等は企業側が負担している。
- 雇用契約書に基づく勤務時間は8時間であるが、工場稼働期間における標準勤務体制は昼夜2交代制で11時間労働である（8時間超過分の割増率も契約書で決められている）。

<調査結果（合板工場）>

【労働】（労働管理）

- インドネシア人労働者のパスポートを工場が保管していることが確認された。これは、安全に保管する目的で、労働者本人の書面による同意を得た上で工場が預かることにしているものであり、労働者が返却を求めた場合は速やかに返却している。マレーシアのパスポート法においては、法的な権限なしに、自身以外のパスポート等を所有することを禁じているが、安全な保管の目的で、労働者本人の自発的意思に基づき企業が保管することについては許容されている実態がある。（次ページ参照）
- 一方で、パスポートを保管することが移動の自由を制限し、強制労働につながるリスクがあることを踏まえ、組織委員会及び東京都からは、パスポート保管による不満や不便がないか、労働者に丁寧に確認することを提案。これを受け、工場経営者は、インドネシア人労働者代表（10名）との意見交換を実施しているが、労働者の意見は、パスポートの紛失・汚損防止や労働許可の円滑な更新手続きのために工場が保管することに賛成する、アクセスが確保されている（いつでも返却してもらえる）といったもので、現状の取り扱いについて不満や不便を述べる意見はなかった。

<調査結果（合板工場）>

（参考）

- 企業によるパスポート保管に関する参考として、Malaysian Employers Federationのガイダンス及びRSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）の規定の例を以下に示す。
- Malaysian Employers Federation発行の「マレーシアの外国人労働者の募集、配置、雇用及び送還に関する実務ガイドライン」では、外国人労働者が安全な保管（safe keeping）の目的で使用者によるパスポート保管に同意する際の同意書面の書式例が示されている。本ガイドラインの策定にはILOも協力している。
http://www.mef.org.my/Attachments/MEFReport_PGERPERFWM.pdf
- RSPOでは、認証基準（P&C）において、身分証明書やパスポートの保管を禁じている一方、労働者が安全な保管のために自発的に預けることを希望する場合は、企業がパスポートを保管することができるとしている（ただし、労働者の要求があれば返却しなければならない）。
<https://www.rspo.org/principles-and-criteria-review>

<調査結果（合板工場）>

【労働】（労働安全）

- 当該工場では、安全衛生方針や安全管理計画の策定、手順書の整備、災害記録の保管、教育の実施などは実施されている。一方で、保護具の着用が守られていないケースがあった。また、早急な修理が必要な際に、完全に停止されていない機械があった。労働災害は工場の懸念事項であり、そのため、現場巡回・指導を強化する等の継続的な努力が必要である。
- また、工場施設内では、有害物質に関する情報が掲示され、危険物表示も実施されていた。また、工場は、すべての化学物質を安全データシート（SDS）に沿って分類し、限定された担当者しか扱えないようにしている。一方で、有害物質の使用時に必要な保護具を完全に着用していない労働者が存在した。有害物質の管理面での強化が必要である。
- 当該工場では、応急処置のためのクリニックの設置、労働災害の正確な記録や労働者への周知など、災害防止への意識は高く、労働者の意識の向上も含め、引き続き安全対策に取り組むとのことだった。

<調査結果（合板工場）>

【労働】（労働安全）

- 調査後、工場での安全管理状況について、組織委員会より問い合わせたところ、以下のような改善対応が実施されたことを確認している。
- 工場内の労働者に研修を行い、保護具着用意識の向上を図るとともに、毎週、各部署において安全チェックを実施している。この安全チェックにおいては、専用のチェックリストを用いて、保護具の着用や保管・維持管理、有害物質や化学物質の管理・使用状況等について点検するとともに、不備があれば改善の対応をとる仕組みとなっている。
- このほか、機械不調時の作業手順（修繕中の表示や再稼働時の周知等）を新たに策定・周知している。

<調査結果（合板工場）> 【労働】（労働管理・労働安全）



工場労働者用宿舎



医療室



化学物質危険表示

インドネシア製の型枠合板に関する調査結果

<調査対象>

- 有明アリーナで使用されているインドネシア製の型枠合板を対象とした。
- 原木の供給源は複数あり、そのうち1ヶ所（先住民族の生活圏と重なり、リスクが高いと考えられる箇所）を選定し、現地調査を実施。（このほか、農園開発地1ヶ所についても文書レビューを実施し、問題は確認されていない。なお、現地アクセスや調査コストの問題もあり、現地調査は未実施。）
- カリマンタン島にある合板工場についても現地調査を実施。



<調査内容及び調査方法>

- 伐採地については、木材の調達基準の各項目（①合法性、②計画性、③生態系保全、④住民の権利配慮、⑤労働安全）について、関連文書の確認、伐採現地の管理状況の視察、関係者への聞き取り等により調査を実施。
- 合板工場については、原木のCoC管理の状況のほか、調達コードの環境及び労働分野の基準を踏まえて、汚染防止・廃棄物処理や労働管理・安全衛生対策を中心に、関連文書の確認、工場内の管理状況の視察、関係者への聞き取り等により調査を実施。
- 関係者へのヒアリングのため、対象企業、行政機関、地域コミュニティ、研究機関、現地NGO、現地労働者など、できるだけ多様なステークホルダーへコンタクトした。

<調査結果（伐採地）>

【①合法性の確保】

- 調査対象に選定した森林は、産業植林地（Hutan Tanaman Industri）であり、択伐を行っている。
- 対象森林を管理している企業（以下、「森林管理企業」）は、有効なPHPL認証（SVLK制度の下での持続可能な森林管理認証）を有している。
- 森林管理企業は、その木材生産に関する有効な関係許認可及び承認済森林管理計画を文書でもって示すことができる。



コンセッションの植林木

<調査結果（伐採地）>

【②計画性】

- 森林管理企業は、同社が生産する木材が中長期の計画に基づいて維持管理された森林から伐採されたものであることを文書で証明できる。
- 長期的な計画については10年間を計画期間とする長期生産計画（RKUPHHK-HTI）において取りまとめられており、林業省によって承認されている。
- 木材が年間作業計画（RKT）に基づき生産されていることも確認された。

<調査結果（伐採地）>

【③生態系保全への配慮】

- 森林管理企業では、生態系の保全のため、長期生産計画において、コンセッションエリア内の10%以上を保全区域（植生保護区域や野生生物保全区域を含む）としている。
- その上で、当該企業では、以下の取組を実施。
 - ・ 関連手順書（SOP）の策定
 - ・ 専用の予算を確保
 - ・ 十分な数の森林保護スタッフを配置
 - ・ 低インパクト伐採のSOPの策定
 - ・ 森林火災防止策
- これらに関して、保全区域が近隣コミュニティにより（違法に）農地に転換されている、動植物に関する手順書において網羅されていない種がある等の課題があるが、コミュニティとの協議、動植物関連手順書の見直し等、解決に向けた対応を行っている。

<調査結果（伐採地）>

【④先住民族・地域住民の権利への配慮】

- コンセッションエリアの一部が慣習的な土地と重複している（※）が、森林管理企業は、周辺コミュニティの権利尊重のための各種標準手順書を定め、先住民の文化に沿ったCSR及び地域開発プログラムを実施する等、周辺コミュニティ・先住民族との良好な関係づくりに努力している。

※コンセッション内にこうした慣習的な土地が含まれていないかを確認するのは本来政府の責務であるが、インドネシアでは土地利用図が曖昧なために、このように企業のコンセッションが慣習地と重複している例が、セクターにかかるわらず多くある。

- また、慣習的な土地との指摘を（住民から）受けている土地について、地方政府の支援を得つつ先住民族と経営陣との協議を継続する、コンセッション内の未利用地を一時的な農地として近隣農民に提供する等の取り組みを行っている。

<調査結果（伐採地）>

【⑤労働者の安全対策】

- 森林管理企業では、労働安全衛生のために以下のような取り組みを行っている。
 - 安全衛生手続きに係る文書の策定
 - サイトにおける安全管理・実施責任者の確保
 - 労働者への保護具（PPE）提供
 - 安全衛生に係る取組みの実施記録（事故記録を含む）
 - 労働者向け社会保険の提供
- 一方、作業場における防護具（ヘルメット等）の未着用や、労働者キャンプにおいて、清潔な水供給が不十分、居住スペースが狭い等の状況が観察された。こうした状況は、主に請負業者の労働者に多く見られることから、森林管理企業では今後、請負業者の管理者と協議し改善していく予定である。



請負業者のキャンプ

<調査結果（伐採地）>

【その他】

（その他の環境に関する取組）

- 森林管理企業では、堆肥肥料の利用による温室効果ガス削減や、環境にやさしい伐採手法の採用などの取り組みがなされている。一方、作業場において、請負業者が廃油等の有害廃棄物を適切に保管していない等の状況が観察された。このため、当該企業では、有害物質の適切な管理を請負業者との契約に明記する、作業場での清掃・漏洩防止を徹底する等の改善策を検討中である。

（その他の労働に関する取組）

- 森林管理企業では、労働に係る国内法に基づき、労働者の権利を擁護する社内方針を有している。サイトにおいて、強制労働、児童労働、長時間労働等の実態や労働者からの不満等は見られなかった。

<調査結果（合板工場）>

【CoC管理】

- 森林管理企業において生産される木材については、年間生産量の記録及びオンラインシステムを通じた当局への報告がなされており、トレーサビリティが確保されている。
- 合板工場においても、木材管理手順書が策定されており、同手順書に基づき管理することで、原木供給業者から、合法的に認証された木材のみを調達している。また、計画・生産管理部を設置し、そこに専門家を配置して、供給者からの木材の合法性を確認している。



工場の原木置き場

<調査結果（合板工場）>

【環境】

- 合板企業では、環境・エネルギー対策としての木材残渣のバイオマス燃料利用（発電用）、緑地エリアの設定や植樹の実施等が行われている。
- 現地調査においては、有害物質の処理方法が適切でない状況（薬品容器の埋め立て廃棄等）が見られたが、これらへの対策として、有害廃棄物一時保管のための保管庫設置等を進めている。
- 違法に伐採された木材や絶滅危惧種の樹種が提供されたといった記録は見られない。



薬品容器

<調査結果（合板工場）>

【労働】

- 合板企業は、労働に係る国内法に基づき、労働者の権利を擁護する社内方針を有している。
- 例外措置として、一定条件を満たした場合にのみ18才未満の雇用を認めているが、これは地元コミュニティからの要請に基づくものである。
- また、現場において、強制労働、児童労働、労働上の差別、長時間労働等の実態や労働者からの不満等は見られない。
- ただし、労働災害が多く発生しており、保護具の未着用や管理の不備も要因のひとつと考えられるため、当該企業では、今後、保護具未着用に対する罰則規定を検討する予定である。



持続可能性に配慮した調達コードに係る 通報受付窓口の実施状況について

総務局 持続可能性部

2019年7月29日

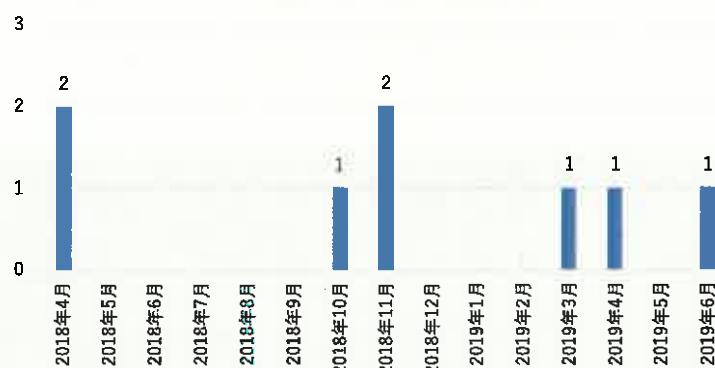
調達コードに係る通報受付窓口の概要

- 組織委員会は、調達コードの不遵守またはその疑いを生じ得る事実がある場合にそれを通報することができる窓口を設置。
- 公平で透明性のある対応を可能とするため、対象案件、通報の方法、処理プロセス、情報公開などについて規定した業務運用基準を策定し、基本的なプロセスや判断基準を明確化。
- 通報の受付は2018年4月に開始。メールまたは郵送により受け付け。
- 日本語および英語で対応。これら以外の言語についても可能な範囲で対応する。周知用フライヤーは、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、ベトナム語で作成。
- 受け付けた通報に関しては、透明性の観点から、原則として処理状況を開示。
- 通報受付窓口の運用状況については調達WGへ報告。

通報受付窓口における受付及び処理の状況

- 前回のWGでの説明（2018年8月）以降、2019年6月末時点で新たに6件の通報を受け付け、累計で8件。
- 8件のうち、7件は対応終了。残り1件については審査中（6月末時点）。
- 通報以外で、通報受付窓口のアドレスで受けたメールは約20件（ボランティア募集やチケットに関する問い合わせが多い）

通報受付件数の推移



通報受付窓口における受付及び処理の状況

通報の方法	通報の言語	通報者の属性	処理期間
メールのみ：5件	日本語：3件	個人：2件	～1ヶ月：3件
郵送のみ：2件	英語：5件	団体：6件	～2ヶ月：2件
メール及び郵送： 1件	その他の言語：0件		～3ヶ月：2件 ※6月末時点で対応完了済みの7件が対象

- 通報時に必要な情報として、組織委員会の調達案件に関することが分かることのように詳しい説明を求めているが、十分に記載いただけないことが多い。



国際労働機関（ILO）との協力について

総務局 持続可能性部

2019年7月29日

ILO（国際労働機関）との協力について

- 2018年4月に、東京2020大会の準備・運営を通じてディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進するための協力に関する覚書を締結。
- 2020年に向けて、主に以下のような事項について協力。
 - (1) イベントの開催等を通じた企業の社会的責任ある労働慣行に関する啓発活動
→2019年9月18日に、第3回サステナビリティ・フォーラム開催予定
 - (2) 企業による社会的責任ある労働慣行に関する取組事例の収集・頒布
→スポンサー企業の取組事例集を作成中
 - (3) 企業が社会的責任ある労働慣行を実践するためのセミナーの開催その他の技術的支援
→国際労働基準を踏まえた調達活動を実践するための企業向けハンドブックを作成中
 - (4) 社会的責任ある労働慣行について、企業等の理解や実践を促進するためのツールの頒布や開発
→組織委員会にツール等の紹介ページを作成（次スライド参照）

(4) 社会的責任ある労働慣行について、企業等の理解や実践を促進するためのツールの頒布や開発

組織委員会HPに、ILOとの協力について紹介するページを作成しました。ここでは、ILOが作成した社会的責任ある労働慣行に関する資料・ツールも紹介しています。

<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/humanrights/ilo/>

社会的責任ある労働慣行に関する資料・ツールの提供

ここでは、社会的責任ある労働慣行に関する資料やツールを紹介します。これらは、事業者が「持続可能性に配慮した製造コード」の遵守に取り組む上でも参考になるものですので、是非ご活用ください。

世界の労働の課題とそれに対する企業の取組についてわかりやすく説明している資料です。社会的責任ある労働慣行を学ぶ入門としてご活用ください。



- ▶ [「ビジネスとCSR」](#)
- ▶ [「SDGsと企業実務」](#)

企業の人事・労務・CSR担当者などで、社会的責任ある労働慣行についてさらに理解を深めたい方は以下をご活用ください。

ビジネスのためのヘルプデスク

ILOのビジネスのためのヘルプデスクでは、企業の経営者、及び労働者に、国際労働基準により良く整合した事業展開や、良好な労使関係を築いていただくための情報を一括して提供しています。

▶ [「ビジネスのためのヘルプデスク」](#)

オリンピック・パラリンピックメダルの豆知識

▶ 東京2020聖火リレー

- ▶ [東京2020オリンピック聖火リレー](#)
- ▶ [東京2020パラリンピック聖火リレー](#)
- ▶ [東京2020聖火リレー公式アンバサダー](#)
- ▶ [聖火リレー検討委員会 委員名簿](#)

▶ 大会計画

▶ 競技

- ▶ [オリンピック競技一覧](#)
- ▶ [パラリンピック競技一覧](#)

調達コードに係る通報受付窓口における通報の受付及び処理の状況について

2019年6月30日時点

受付番号	受付日	通報内容	処理状況	備考
1	2018年4月2日	建設現場において発生した労働災害について、共同調査の実施を求める内容	通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
2	2018年4月2日	マレーシアの木材加工工場において、労働組合活動に参加した労働者が不正に退職させられたという内容	通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
3	2018年10月16日	調達コードの4(3)②「差別・ハラスメントの禁止」に抵觸していると考えられるという内容	通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
4	2018年11月22日	他機関による建設現場において「持続可能性」に配慮した木材の調達基準に適合しない木材が使用されており可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
5	2018年11月22日	他機関による建設現場において「持続可能性」に配慮した木材の調達基準に適合しない木材が使用されており可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
6	2019年3月26日	民間企業の商品に係る広告が誤解を招くと考えられるという内容	通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
7	2019年4月3日	地方自治体が調達した商品に関する苦情について、製造企業の対応が十分でないという内容	通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。	概要については個票を参照
8	2019年6月5日	タイの電気機器製造工場において、労働組合員が不法にロックアウトされるなど、労働者の権利が侵害されているという内容	処理開始に係る審査中	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	1
受付日	2018年4月2日
通報内容	建設現場において発生した労働災害について、共同調査の実施を求める内容
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・組織委員会の調達案件に関する通報でないため。・組織委員会は、5月下旬に来日した通報者と面会し、本案件が通報受付窓口の対象案件に該当しない旨を説明するとともに、当該建設現場における再発防止策の状況について説明。・通報受付窓口の対応は終了。【2018年5月】
備考	通報者とは大会関係の建設工事における安全対策について今後も意見交換していく予定。

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	2
受付日	2018年4月2日
通報内容	マレーシアの木材加工工場において、労働組合活動に参加した労働者が不当に退職させられたという内容
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・組織委員会の調達案件に関する通報でないため。・他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口業務における手続の争点が実質的に同一であるため。 <p>・組織委員会は5月下旬に来日した通報者と面会し、本案件が通報受付窓口の対象案件に該当しない旨を説明。</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2018年5月】</p>
備考	組織委員会では、通報者と当該工場等が面会する機会の設定を検討。

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	3	
受付日	2018年10月16日	
通報内容	調達コードの4(3)②「差別・ハラスメントの禁止」に抵触していると考えられるという内容。	
処理結果	<p>・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。</p> <p>【理由】</p> <p>組織委員会の調達案件に関する通報でないため。</p> <p>・組織委員会は、通報者に対して、通報者が利用できる他機関の窓口を紹介。</p> <p>・組織委員会は、当該機関に対して通報または相談がある可能性を伝えるとともに、通報等を受けた場合は適切な対応がとられるよう働きかけた。</p> <p>・通報受付窓口の対応は終了。【2018年10月】</p>	
備考		

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	4	
受付日	2018年11月22日	
通報内容	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	
処理結果	<ul style="list-style-type: none">業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 【理由】 組織委員会の調達案件に関する通報でないため。 〔本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。〕通報受付窓口の対応は終了。【2019年2月】	
備考	組織委員会では、他機関の発注案件において木材調達基準に適合しない木材が使用されている可能性があると提起されている点に関し、関係機関と連携して確認に取り組み、その過程で確認できた点（木材の供給源とされている特定の伐採事業者について実際にはサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して、可能な範囲で説明している。	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	5	
受付日	2018年11月22日	
通報内容	他機関による建設現場において「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に適合しない木材が使用されている可能性があり、組織委員会は当該機関に調達基準を尊重させる責任を果たしていないという内容	
処理結果	<ul style="list-style-type: none">業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 【理由】 組織委員会の調達案件に関する通報でないため。 〔本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。〕通報受付窓口の対応は終了。【2019年2月】	
備考	組織委員会では、他機関の発注案件において木材調達基準に適合しない木材が使用されている可能性があると提起されている点に関し、関係機関と連携して確認に取り組み、その過程で確認できた点（木材の供給源とされている特定の伐採事業者について実際にはサプライチェーンに入っていないこと）について、通報者に対して、可能な範囲で説明している。	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	6	
受付日	2019年3月26日	
通報内容	他の民間企業の商品に係る広告が誤解を招くと考えられるという内容	
処理結果	<ul style="list-style-type: none">業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 <p>【理由】</p> <p>組織委員会の調達案件に関する通報でないため。 本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none">通報受付窓口の対応は終了。【2019年4月】	
備考		

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	7
受付日	2019年4月3日
通報内容	地方自治体の調達した商品に関する苦情について、製造企業の対応が十分でないという内容
処理結果	<ul style="list-style-type: none">・業務運用基準に沿って審査した結果、以下の理由により、本通報受付窓口の対象案件に該当しないと判断。 【理由】 組織委員会の調達案件に関する通報でないため。 〔本通報受付窓口は、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件であって、調達コードの不遵守に関する通報について取り扱うこととしている。〕・通報受付窓口の対応は終了。【2019年4月】
備考	


資料 4

国際労働機関（ILO）との協力について

総務局 持続可能性部

2019年7月29日

0

ILO（国際労働機関）との協力について

- 2018年4月に、東京2020大会の準備・運営を通じてディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進するための協力に関する覚書を締結。
- 2020年に向けて、主に以下のような事項について協力。
 - (1) イベントの開催等を通じた企業の社会的責任ある労働慣行に関する啓発活動
→2019年9月18日に、第3回サステナビリティ・フォーラム開催予定
 - (2) 企業による社会的責任ある労働慣行に関する取組事例の収集・頒布
→スポンサー企業の取組事例集を作成中
 - (3) 企業が社会的責任ある労働慣行を実践するためのセミナーの開催その他の技術的支援
→国際労働基準を踏まえた調達活動を実践するための企業向けハンドブックを作成中
 - (4) 社会的責任ある労働慣行について、企業等の理解や実践を促進するためのツールの頒布や開発
→組織委員会にツール等の紹介ページを作成（次スライド参照）

1

TOKYO 2020

1

(4) 社会的責任ある労働慣行について、企業等の理解や実践を促進するためのツールの頒布や開発

組織委員会HPに、ILOとの協力について紹介するページを作成しました。ここでは、ILOが作成した社会的責任ある労働慣行に関する資料・ツールも紹介しています。
<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/humanrights/ilo/>

■ 社会的責任ある労働慣行に関する資料・ツールの提供

ここでは、社会的責任ある労働慣行に関する資料やツールを紹介します。これらは、事業者が「特徴可能性に配慮した国連コード」の遵守に取り組む上でも参考になるものですので、是非ご活用ください。

世界の労社の課題とそれに対する企業の取組についてわかりやすく説明している資料です。社会的責任ある労働慣行入門としてご活用ください。



- ▶ [「ビジネスとCSR」](#)
- ▶ [「SDGsとかの関係」](#)

▶ オリンピック・パラリンピックメダルの特徴

- ▶ [東京2020運営会議](#)
- ▶ [東京2020オリンピック聖火リレー](#)
- ▶ [東京2020パラリンピック聖火リレー](#)
- ▶ [東京2020開会式リレーカーペンパレード](#)
- ▶ [聖火リレー・応援団員会_会員登録](#)

▶ 大会計画

- ▶ [競技](#)
- ▶ [オリンピック競技一覧](#)
- ▶ [パラリンピック競技一覧](#)

企業の人事・労務・CSR担当者などで、社会的責任ある労働慣行についてさらに理解を深めたい方は以下をご活用ください。

ビジネスのためのヘルプデスクでは、企業の運営者、及び労働者に、国際労働基準により良好な労使関係を築いていただくための情報を一括して提供しています。



- ▶ [「ビジネスのためのヘルプデスク」](#)
- ▶ [「ドロネスのかみのヘルプデスク」](#)

TOKYO 2020